

令和6年4月1日



# 赤十字各種講習会 実施の手引き

日本赤十字社山梨県支部

## 救急法等の講習を開催するには？

赤十字では、緊急時や災害時のみならず、日常生活において地域や職域や学校等の中でお互いに助け合えるネットワークを結んでいただくことを願い、生命と健康を守るために必要な知識と技術を普及する講習を開催しています。

現在は、救急法をはじめ5つの講習を行っていますが、これらの講習内容や受講方法などを知っていただくとともに講習開催に向けての方法と流れについて説明いたします。

### 講習の概要

#### ① 救急法基礎講習

日常生活における事故防止・手当の基本・心肺蘇生法並びに自動体外式除細動器（AED）の使い方についての知識と技術を習得します。

#### ② 救急法講習

急病に対する応急手当や包帯の巻き方・骨折の場合の固定方法・搬送の方法などについての知識と技術を習得します。

#### ③ 水上安全法講習

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本・事故防止・溺者の救助・応急手当の方法などの知識や技術を習得します。

#### ④ 雪上安全法講習

雪上（スキー場など）での事故防止と、環境やアクセスの特殊性を考慮した応急手当の方法を修得します。

#### ⑤ 健康生活支援講習

高齢者の介護の方法のほか、高齢期を迎える前からの健康管理の備えや、地域での高齢者支援の方法を学びます。

#### ⑥ 幼児安全法講習

こどもが家庭や地域で安全に健やかに育つよう、こどもを事故から守るために必要な知識を学びます。また、万一事故に遭遇したり急病になった時、適切に応急手当ができる技術も習得します。

# 1 講習の種類

## (1) 救急法基礎講習について

講習内容	講習時間	受講人員	受講条件	備考	資材費
① 赤十字救急法について	4時間	10人	15歳	講習修了者には受講証が 評価合格者には修了者 認定証が交付されます。	1,500円 (教本・保険 料・マスク等)
② 一次救命処置	(240分) 約1日間	~ 30人	以上		

## (2) 救急法講習について

講習内容	講習時間	受講人員	受講条件	備考	資材費
① 赤十字救急員について	14時間	10人	15歳	本講習受講前に救急法基礎 講習認定証の取得が受講条 件です。  講習修了者には受講証が 検定合格者には救急員 認定証が交付されます。	2,100円 (教本・保険 料・救急キット 等)
② 急病 ③ けが ④ 止血法 ⑤ きずの手当 ⑥ 骨折の手当 ⑦ 搬送 ⑧ 救護	(840分) 約2日間	~ 30人	以上		

## (3) 水上安全法講習について

講習内容	講習時間	受講人員	受講条件	備考	資材費
① 水上安全法について	14時間	10人	15歳	本講習受講前に救急法基礎 講習認定証の取得が受講条 件です。  講習修了者には受講証が 検定合格者には救助員 I 認定証が交付されます。	700円 (教本・保険 料)
② 水の活用と事故防止 ③ 安全な水泳と自己保全 ④ 安全管理と監視 ⑤ 救助 ⑥ 応急手当	(840分) 約3日間	~ 30人	以上で 泳力を有す る者		

## (4) 健康生活支援講習について

講習内容	講習時間	受講人員	受講条件	備考	資材費
①赤十字健康生活支援講習について	12時間	10人	15歳	講習修了者には受講証が 検定合格者には支援員 認定証が交付されます。	900円 (教本・保険料 等)
②高齢期の健康と安全 ③自立した生活を続けるために ④地域における支援活動	(720分) 2日間	~ 30人	以上		
災害時高齢者生活支援講習	2時間	制限なし	制限なし		150円 (小冊子・保険 料)
①災害が高齢者に及ぼす影響 ②気をつけたい病気や症状					

(5) 幼児安全法講習について

講習内容	講習時間	受講人員	受講条件	備考	資材費
①赤十字幼児安全法について ②子どもの成長発達と事故予防 ③子どもの応急手当 ④子どもの病気と看病のしかた ⑤地域の子育て支援	12時間 (720分) 2日間	10人 ～ 30人	15歳 以上	講習修了者には受講証が 検定合格者には支援員 認定証が交付されます。	2,200円 (教本・保険 料等)

(6) 雪上安全法講習について

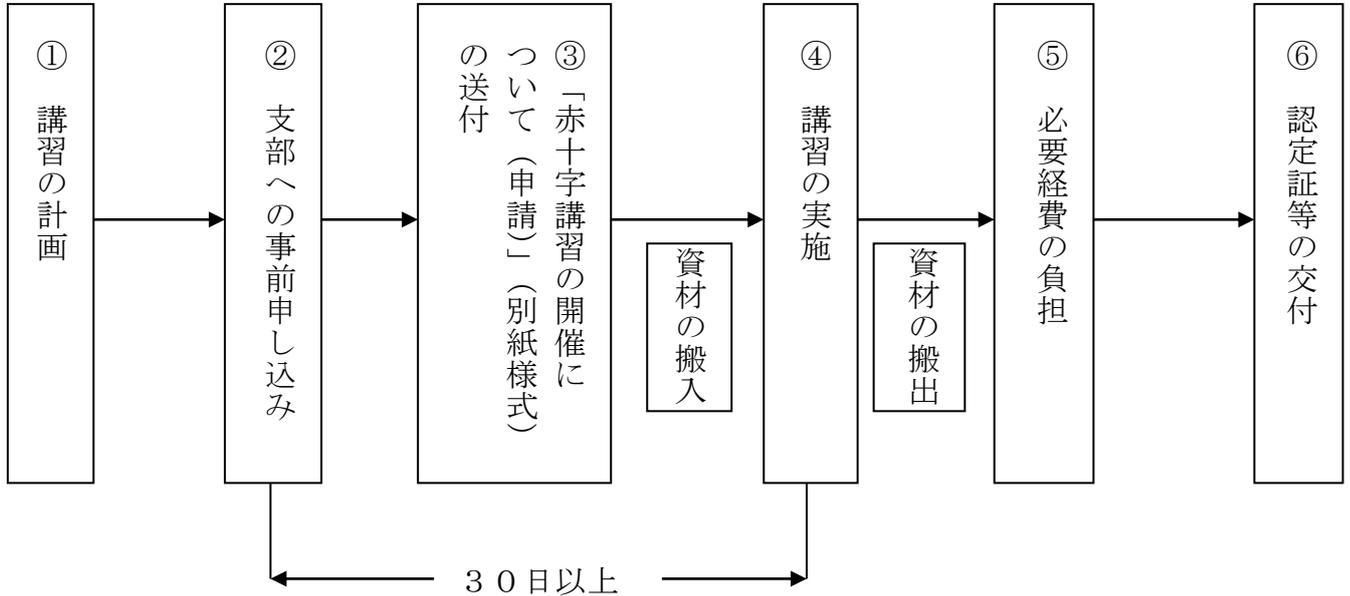
講習内容	講習時間	受講人員	受講条件	備考	資材費
雪上安全法Ⅰ ① 赤十字雪上安全法について ② 冬山の環境 ③ けが ④ 赤十字スキーパトロール ⑤ スキーパトロールに必要な技 術 ⑥ 雪上におけるロープ操作 ⑦ きず・骨折の手当復習 ⑧ 総合実技	7時間 (420分) 約1日間	10人 ～ 30人	18歳 以上で スキー技術 を有する者	本講習受講前に救急法救急 員認定証の取得が受講条件 です。 講習修了者には受講証が 検定合格者には救助員Ⅰ認 定証が交付されます。	700円 (教本・保険 料・三角巾等)
雪上安全法Ⅱ ① スキーパトロールに必要な技 術 ② 総合実技	12時間 (720分) 約2日間	10人 ～ 30人	18歳以上 でSAJ2級 程度のスキ ー技術を有 する者	雪上安全法Ⅰ認定証習得が 受講条件です。 講習修了者には受講証が 検定合格者には救助員Ⅱ認 定証が交付されます。	300円 (保険料等)

(7) 短期講習について

上記講習内容の一部だけを抽出して行う講習が短期講習です。短期講習の受講人員は相談の上、決定させていただきます。なお、受講証等の交付はいたしません。

## 2 講習の開催に向けて

赤十字講習を計画されてから実施までの流れについて説明します。



### (1) 「講習の計画」

以下の点についてご留意いただき計画して下さい。

開催日	希望された日時が実施困難な場合もあります。複数日のご用意をお願いします(土日祝日、夜間も可)。
開催時間	講習に、「〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで」をいただけるのかを決めて下さい。短期講習の場合は1時間目安の予定を立てて下さい。
開催会場	どこの会場で実施を予定するのかを決めて下さい。
対象者	子ども・大人・特定の職種の受講者であればどのような受講者なのかをお知らせ下さい。子どもと大人の混在する講習は、指導上困難ですので分けての計画をお願いします。
対象者数	何人位の受講者がいらっしゃるのかをお知らせ下さい。受講者数が多すぎると実技時間が少なくなるのでご承知おき下さい。
実施内容	どんな内容の講習をご希望なのかをお願いします。また、支部への申し込みから実施までの期間を30日(一ヶ月)以上空けていただきますようお願いいたします。
指導員数	希望する指導員数をご記入下さい。複数の指導員を希望されても都合により単独の場合もありますのでご承知下さい。

それぞれの赤十字講習の内容は学科（知識）と実技（技術）です。赤十字の講習は、受講される方が技術を習得して実践できるようになることを目的に講習を行っています。受講者が多数になる講習では、資器材の関係で技術の習得が困難になります。

(2) 「支部への事前申し込み」

講習の概要がまとまりましたら、支部事務局へ事前申し込みをお願いします。

電話連絡 055-251-6711 事業推進課 講習担当

この連絡で、上記(1)についての内容をお伝えいただき日程等について決定となります。

(3) 「赤十字講習の開催について（申請）の送付」

「別紙様式」により必要事項をご記入の上支部事務局に送付願います。

〒400-0062 甲府市池田一丁目 6-1

日本赤十字社山梨県支部 事業推進課 講習担当

(申請内容通りの講習が行える場合には支部事務局からの連絡は行いません)

(4) 「講習の実施」

赤十字救急法等のボランティア指導員が出向いて指導を行います。当日は会場の準備のために実施30分前には会場へ行きますのでよろしくお願い致します。

救急法短期講習等で使用する資器材（蘇生法人形等）については、依頼団体でご用意をお願いします。用意できない場合は、支部事務局に用意がありますので事前に取りに来ていただき講習に備えていただきますようお願い致します。

(5) 「必要経費の負担」

①講習資材費について

ア) 個人が負担する資材費については、上記(P1~P3)表の資材費をご覧ください。

イ) 教本を含めた教材は、支部に在庫がありますが下記URLにて注文ができます。

<https://www.nisseki-service.com/> (株)日赤サービス 電話 03-3437-7515

ファクス 03-3459-1432

②講習負担金について

講習負担金については、別添赤十字講習負担金要領のとおりご負担をお願いします。

※ 講習負担金等の支払いについては、実施翌月の上旬に請求書並びに振込用紙を講習依頼団体あて送付いたしますのでご承知おき下さい。

### 3 会場・準備品について

#### (1) 会場について

赤十字の各種講習は講義と実技を行いますので広いスペースが必要になります。特に救急法等で心肺蘇生法の講習を行う際は、蘇生法用の人形を並べる場所が必要になります。一般的には会議室や体育館等で実施しています。

#### (2) 準備品について

- ①講習資料については、(株)日赤サービス等でご購入の予定がない場合は、プリントを提供させていただくこともあります。
- ②受講者数が20名を超える場合は音響設備(マイク等)のご用意をお願いします。
- ③短期講習であれば机は必要ありません。
- ④板書用黒板またはホワイトボードをご用意ください。

### 4 救急法等短期講習における留意事項について ～感染症関連～

#### (1) 内容に関すること

各講習共通として、以下の実技については実施できないこと。  
・人工呼吸(呼気吹き込み法)

#### (2) 受講者に関すること

ア 受講者自身の体調が万全であること。

イ 受講者のマスク着用について

マスク着用の判断は依頼団体に委ねます。

但し、支部で依頼条件を確認し、感染リスクが高いと判断した場合は実技の際にマスクの着用をお願いする場合があります。

平成19年1月	5日発行	平成31年4月	1日改定
平成20年2月	25日改定	令和2年7月	2日改定
平成21年4月	1日改定	令和3年4月	1日改定
平成22年4月	1日改定	令和5年4月	1日改定
平成26年4月	1日改定	令和6年4月	1日改定

年 月 日

日本赤十字社山梨県支部長 あて

団体名 \_\_\_\_\_  
 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 団体長名 \_\_\_\_\_ 印

## 赤十字講習の開催について（申請）

このことについて、下記により申請いたします。

## 記

開催期日	令和 年 月 日 ( ) 午前 時 分から 時 分 午後 時 分から 時 分
開催場所 住所・名称	〒
対象者	
対象人数	人
講習種別	救急法短期講習・救急法基礎講習・救急法基礎講習＋養成講習 ・水上安全法講習・雪上安全法講習・健康生活支援講習 災害時高齢者生活支援講習・幼児安全法・その他
希望する講習の 実施目的や内容 (わかる範囲で 具体的にお書き 下さい。)	
担当部署 担当者名	担当者職 氏 名
	電話番号

※気象状況及び災害発生時や感染症等流行が予想される場合は、講習会の開催を中止させていただく場合があります。

## 赤十字講習負担金取扱要領

日本赤十字社山梨県支部

## ○共催団体等への講習負担金

## (1) 派遣する指導員 1 名あたり交通費の実費弁償・日当分

交通費	交通費算出基準は派遣指導員在住市町村から会場市町村までの距離を勘案して算出 10Km 未満 1,000 円 10～25Km 未満 1,500 円 25～35Km 未満 2,000 円 35～45Km 未満 2,500 円 45Km 以上 3,000 円
有料道路（片道分） ※利用した場合に限る	実費分
日当	講習時間（4 時間未満）1,300 円 講習時間（4 時間以上）2,600 円

## (2) 講習会 1 回の開催にかかる消耗品分（講習内容に心肺蘇生法が含まれる場合に限る）

消耗品（1 講習あたり）	酒精綿=5 円（×人数分） ハイディスポクロス=10 円（×人数分）
--------------	---------------------------------------

施行 令和 6 年 4 月 1 日